

改正 平成二〇年 八月二九日規則第七八号 平成二二年 三月 九日規則第六号

平成二八年 三月一八日規則第一〇号 令和 二年一二月一五日規則第八八号
令和 四年 三月二九日規則第四五号 令和 五年一〇月一七日規則第五五号

注 令和五年一〇月一七日規則第五五号による改正は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行につき、本文には直接改正を加えないで、改正文を附則の末尾に登載した。

公衆浴場法施行細則をここに公布する。

公衆浴場法施行細則

公衆浴場法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五十三号）の全部を改正する。

（許可申請書の記載事項等）

第一条 公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号。以下「省令」という。）第一条第五号に規定する知事が定める事項は、次のとおりとする。

- 一 公衆浴場の種別
 - 二 使用水の別
 - 三 入浴料金
 - 四 新築、改築等に係る公衆浴場であつて、許可申請後に工事が完了するものにあつては、工事の着工又は完了の予定期日
 - 五 営業開始予定期日
 - 六 公衆浴場法施行条例（平成二十年埼玉県条例第十九号。以下「条例」という。）第六条の規定により公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準の一部を適用しないこととするのを申請者が求める場合にあつては、その旨
 - 七 第八条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定により水質の基準の一部を適用しないこととするのを申請者が求める場合にあつては、その旨
 - 八 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四の二第三項の規定に基づき、指定管理者に公衆浴場の管理を行わせる場合にあつては、その指定管理者の名称及びその代表者の氏名
- 2 省令第一条の申請書の様式は、様式第一号のとおりとする。
- 3 前項の申請書には、次に掲げる図面等を添付しなければならない。

- 一 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」という。）第二条第一項の許可を受けようとする公衆浴場の本屋の中心からおおむね半径四百メートルの区域内に存する公衆浴場、主要建物及び道路を示す見取図（三千分の一の縮図）
 - 二 法第二条第一項の許可を受けようとする公衆浴場が、条例第二条に規定する一般公衆浴場（以下「一般公衆浴場」という。）である場合（条例第三条第二項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、前号の区域内に現に一般公衆浴場が存するときは、当該一般公衆浴場と当該許可を受けようとする一般公衆浴場との本屋の最近の部分間の距離を直線で測定した実測図（五百分の一の縮図）
 - 三 原湯、原水、上がり用湯又は上がり用水として使用する水の水質検査（第八条第一項に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の写し
- 一部改正〔令和四年規則四五号〕

（営業許可書等の交付）

第二条 保健所長は、法第二条第一項の許可をするときは、申請者に様式第二号の営業許可書を交付するものとする。

2 保健所長は、法第二条第二項の規定により同条第一項の許可を与えないときは、申請者に様式第三号の営業不許可通知書を交付するものとする。

(相続による営業者の地位の承継の届書の様式)

第三条 省令第二条第一項の届書の様式は、様式第四号のとおりとする。

(合併による営業者の地位の承継の届書の様式)

第四条 省令第三条第一項の届書の様式は、様式第五号のとおりとする。

(分割による営業者の地位の承継の届書の様式)

第五条 省令第三条の二第一項の届書の様式は、様式第六号のとおりとする。

(営業許可事項の変更等の届出)

第六条 省令第四条の規定による届出は、様式第七号の営業許可事項変更届又は様式第八号の営業停止(廃止)届により行うものとする。

(責任者の届出)

第七条 条例第七条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 責任者を選任し、又は変更した公衆浴場の名称及び所在地
- 二 責任者を選任し、又は変更した年月日

2 条例第七条の規定による届出は、様式第九号の責任者選任届又は様式第十号の責任者変更届により行うものとする。

(水質の基準)

第八条 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質について、条例別表第一第一号ヨ及び第二号ニの規則で定める基準は、次の表の上欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法によって行う検査における同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、温泉水、井戸水等を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと法第二条第一項の許可を行う者(次項において「許可権者」という。)が認めるときは、同表第一号から第四号までの規定の全部又は一部を適用しないこととすることができる。

一 色度	比色法、透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法	五度以下であること。
二 濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法	二度以下であること。
三 pH値	ガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法	五・八以上八・六以下であること。
四 有機物(全有機炭素(TOC)の量)。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素(TOC)の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合	全有機炭素(TOC)の量の場合は、全有機炭素計測定法。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、滴定法	全有機炭素(TOC)の量の場合は、一リットル中に三ミリグラム以下であること。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、一リットル中に十ミリグラム以下であること。

は、過マンガン酸カリウム消費量		
五 大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
六 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと（百ミリリットル中に十コロニー・フォーミング・ユニット未満）。

2 浴槽水の水質について、条例別表第一第二号ニの規則で定める基準は、次の表の上欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法によって行う検査における同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、温泉水、井戸水、浴用剤等を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと許可権者が認めるときは、同表第一号又は第二号の規定を適用しないこととすることができる。

一 濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法	五度以下であること。
二 有機物（全有機炭素（TOC）の量）。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素（TOC）の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素（TOC）の量の場合は、全有機炭素計測定法。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、滴定法	全有機炭素（TOC）の量の場合は、一リットル中に八ミリグラム以下であること。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、一リットル中に二十五ミリグラム以下であること。
三 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省・建設省令第一号）第六条に規定する方法。ただし、試料は希釈せずに使用すること。	一ミリリットル中に一個以下であること。
四 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと（百ミリリットル中に十コロニー・フォーミング・ユニット未満）。

一部改正〔平成二二年規則六号・令和二年八八号・四年四五号〕

（水質検査）

第九条 条例別表第一第二号ホの規定による水質検査は、次の表の上欄に掲げる事項につき、同表の中欄に掲げる浴槽水について同表の下欄に掲げる頻度で行い、前条第二項に規定する水質の基準に適合していることを確認するものとする。

レジオネラ属菌	毎日完全に換水している浴槽水	一年に一回以上
	連日使用している浴槽水	六月に一回以上

	知事が告示で定める浴槽水	知事が告示で定める頻度
--	--------------	-------------

一部改正〔平成二二年規則六号・令和四年四五号〕

(浴槽水の消毒方法)

第十条 条例別表第一第二号ヌ(4)の規定による浴槽水の消毒は、塩素系薬剤を用いて行うものとする。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤を用いた場合と同等以上の消毒効果を有する消毒方法により行うものとする。

一部改正〔令和四年規則四五号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項第七号（第八条第一項ただし書の規定に係る部分に限る。）、第一条第三項第三号及び第七条から第十条までの規定（第八条第二項の規定を除く。）は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成二十年九月三十日までの間は、様式第一号中

「 添付書類

- 1 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し
- 2 原湯、原水、上り用湯又は上り用水に水道水以外の水を使用する場合にあっては、水質検査の結果を記載した書面の写し

」

とあるのは、「添付書類 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し」とする。

3 この規則の施行の際現に提出されている省令第一条の申請書は、この規則に基づき提出された申請書とみなす。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 (前略) 第四百四十五条（中略）の規定 平成二十一年四月一日

附 則（平成二十二年三月九日規則第六号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第九条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月十八日規則第十号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年十二月十五日規則第八十八号）

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

2 この規則による改正前の公衆浴場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和四年三月二十九日規則第四十五号）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の公衆浴場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和五年十月十七日規則第五十五号）

1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

2 この規則による改正前の公衆浴場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

注 令和五年一〇月一七日規則第五五号により、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十

二号)の施行の日から施行

第一条第一項第七号中「第八条第一項ただし書」を「第九条第一項ただし書」に改め、同条第三項第三号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条第二項中「様式第九号」を「様式第十号」に、「様式第十号」を「様式第十一号」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「様式第七号」を「様式第八号」に、「様式第八号」を「様式第九号」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「様式第六号」を「様式第七号」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(譲渡による営業者の地位の承継の届書の様式)

第三条 省令第一条の二第一項の届書の様式は、様式第四号のとおりとする。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第1条関係)

様式第二号中「第8条第1項ただし書」を「第9条第1項ただし書」に改める。

様式第十号中「第7条」を「第8条」に改め、同様式を様式第十一号とする。

様式第九号中「第7条」を「第8条」に改め、同様式を様式第十号とする。

様式第八号中「第6条」を「第7条」に改め、同様式を様式第九号とする。

様式第七号中「第6条」を「第7条」に改め、同様式を様式第八号とする。

様式第六号中「第5条」を「第6条」に改め、同様式を様式第七号とする。

様式第五号中「第4条」を「第5条」に改め、同様式を様式第六号とする。

様式第四号中「第3条」を「第4条」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第4号(第3条関係)

様式第1号

(第1条関係)

全部改正〔令和2年規則88号〕、一部改正〔令和4年規則45号〕

様式第2号

(第2条関係)

一部改正〔平成28年規則10号〕

様式第3号

(第2条関係)

一部改正〔平成28年規則10号〕

様式第4号

(第3条関係)

一部改正〔平成20年規則78号・令和2年88号〕

様式第5号

(第4条関係)

一部改正〔平成20年規則78号・令和2年88号〕

様式第6号

(第5条関係)

一部改正〔平成20年規則78号・令和2年88号〕

様式第7号

(第6条関係)

一部改正〔平成20年規則78号・令和2年88号〕

様式第8号

(第6条関係)

一部改正〔平成20年規則78号・令和2年88号〕

様式第9号

(第7条関係)

一部改正〔平成20年規則78号・令和2年88号〕

様式第10号

(第7条関係)

一部改正〔平成20年規則78号・令和2年88号〕